

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 市、都等の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- (1) 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。
- (2) 震災対策の推進に当たっては、市が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、東京都等と一体となって、市民と連携し、市民の生命・身体及び財産を守るとともに、市の機能を維持しなければならない。

2 基本的責務

(1) 市の責務

- ア 市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- イ 市は、市における震災対策に関して、本計画に基づく個別の活動マニュアルの策定に努めなければならない。なお、その作成の際には男女共同参画の視点も配慮する。
- ウ 市は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

(2) 市民の責務

- ア 市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。
- イ 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めるものとする。
 - (ア) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (イ) 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - (ウ) 出火の防止
 - (エ) 初期消火に必要な用具の準備
 - (オ) 食品、飲料水及びその他の生活必需品の確保
 - (カ) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - (キ) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

- ウ 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア、市及びその他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めるものとする。
- エ 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自主防災組織の設置、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めるものとする。

(3) 事業者の責務

- ア 事業者は、従業者や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、建物の耐震化、防災組織やマニュアルの整備及び防災訓練の実施に努めるとともに、従業員等の保護や帰宅困難者対策のために通信手段の確保並びに非常食等の備蓄やその他必要な対策を講じるなど、防災対策推進を図るものとする。
- イ 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止に最大の努力を払わなければならない。
- ウ 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するために、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- エ 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例(平成25年4月施行)に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料の備蓄等に努めなければならない。
- オ 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保等に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- カ 事業者は、その管理する事業者の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- キ 事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。(東京都震災対策条例第10条)

第2節 市、都及び防災機関の役割

1 市の役割

(1) 役割

- ア 清瀬市防災会議に関する事。
 - イ 防災に係る組織及び施設に関する事。
 - ウ 災害情報の収集及び伝達に関する事。
 - エ 緊急輸送の確保に関する事。
 - オ 避難の指示等及び誘導に関する事。
 - カ 消防及び水防に関する事。
 - キ 医療、防疫及び保健衛生に関する事。
 - ク 外出者の支援に関する事。
 - ケ 応急給水に関する事。
 - コ 救助物資の備蓄及び調達に関する事。
 - サ 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。
 - シ ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。
 - ス 公共施設の応急復旧に関する事。
 - セ 災害復興に関する事。
 - ソ 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。
 - タ 自主防災組織の育成に関する事。
 - チ 事業所防災に関する事。
 - ツ 防災教育及び防災訓練に関する事。
 - テ 市管理の道路及び橋梁の保全に関する事
 - ト その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
- ※ 清瀬市防災会議条例は、資料編 資料第1を参照。

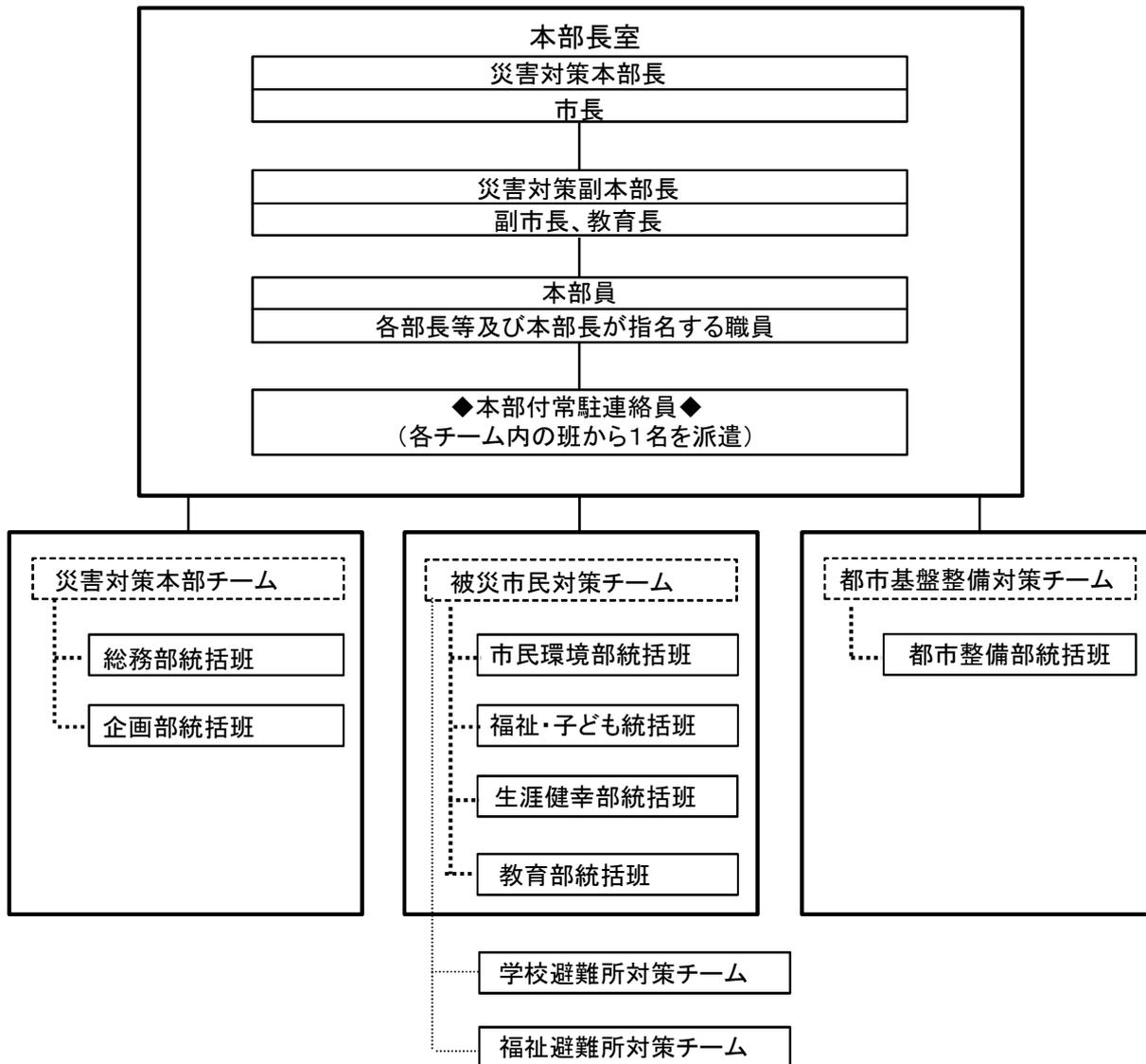
(2) 各部の分掌事務

ア 市災害対策本部の組織

清瀬市における災害対策本部の組織は、以下のとおりである。

なお、清瀬市災害対策本部条例(昭和38年10月1日条例第18号)及び清瀬市災害対策本部条例施行規則(平成8年11月1日規則第26号)は、資料編 資料第2、3参照のとおりである。

【市災害対策本部の組織図】



イ 災害対策本部のチーム構成及び分掌事務等

災害対策本部の各チーム、各部統括班の構成及び各課班の分掌事務は次のとおりである。

各部統括班共通事務分掌	
1	初動措置に関すること。
2	避難誘導に関すること。
3	避難情報等の伝達及び再避難に関する総合調整に関すること。
4	非常配備体制の発令及び参集に関すること。
5	災害情報等の収集及び伝達に関すること。
6	本部付常駐連絡員に関すること。
7	本部連絡員に関すること。
8	情報の収集及び記録に関すること。
9	各主管施設の防災及び利用者等の避難誘導及び救護に関すること。
10	各部統括班内の協力応援に関すること。
11	災害対策の連絡調整に関すること。

(ア) 災害対策本部チーム

- ① 災害対策本部チーム長：総務部長(代行:企画部長)
- ② 総務部統括班長：総務課長(代行:建築管財課長)
- ③ 企画部統括班長：未来創造課長(代行:シティプロモーション課長)
- ④ 班長：各課長等(副参事含む)

チーム	統括部班	班	分掌事務
災害対策本部チーム	総務部統括班	防災防犯課班	1 災害対策本部設置に関すること。 2 本部長室の設置、運営及び庶務に関すること。 3 気象、災害情報、東京都等からの情報収集及び集計に関すること。 4 東京都及び防災機関との連絡調整に関すること。 5 災害時における各種協定に基づく要請に関すること。 6 清瀬市防災会議の招集に関すること。 7 広域受援体制に関すること。 8 消防団の出動に関すること。
		職員課班	1 本部長室の設置運営及び庶務に関すること。 2 職員の被災及び参集状況の集計に関すること。 3 労務の供給に関すること。 4 本部職員の給与及び服務に関すること。 5 総務部統括班内の協力応援に関すること。
		総務課班	1 総務部統括班長に関すること。 2 市庁舎被害情報の収集に関すること。 3 市庁舎の防災に関すること。 4 緊急通行車両の確認に関すること。 5 車両の調達及び配車に関すること。 6 燃料の供給に関すること。 7 非常電源の確認に関すること。 8 総務部統括班内の協力応援に関すること。

第2部 施策ごとの具体的計画 第1章 市、都等の基本的責務と役割

災害対策本部チーム	総務部統括班	建築管財課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における各種協定に基づく要請に関する事。 2 災害応援、協力要請、広域授受に関する事。 3 市有建物の被害調査及び応急修理等に関する事。
		D X 推進課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、災害、東京都等からの情報収集及び集計に関する事。 2 防災行政無線の運用に関する事。 3 災害応援、協力要請、広域受援に関する事。
		議会事務局班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡に関する事。 2 総務部統括班内の協力応援に関する事。
		選挙管理委員会事務局班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の設置運営及び庶務に関する事。 2 総務部統括班内の協力応援に関する事。
		監査委員事務局班	総務部統括班内の協力応援に関する事。
		消防団班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団の出動に関する事。 2 水害及び火災の予防、警戒並びに防ぎよに関する事。 3 人命の救出及び救護に関する事。 4 死者及び行方不明者の検索に関する事。 5 障害物の除去作業に関する事。 6 その他消防に関する事。
	企画部統括班	未来創造課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画部統括班長に関する事。 2 災害情報等の収集及び伝達に関する事。 3 災害救助法の適用要請に関する事。 4 激甚災害の指定に関する事。 5 緊急食料及び救助物資の調達並びに輸送に関する事。 6 物資の調達要請に関する事。 7 災害対策に従事する職員の食料の調達に関する事。 8 災害復興対策の総合調整に関する事。
		シティプロモーション課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報等の収集及び伝達に関する事。 2 帰宅困難者対策に関する事。 3 徒歩帰宅者の支援に関する事。 4 報道機関との連絡及び発表に関する事。 5 風評被害への対応に関する事。 6 災害に関する広報及び広聴に関する事。 7 緊急食料及び救助物資の調達並びに輸送に関する事。 8 物資の調達要請に関する事。 9 災害対策に従事する職員の食料の調達に関する事。 10 災害対策に必要な資機材の調達に関する事。 11 災害対策関係予算に関する事。 12 その他財務一般に関する事。 13 郷土博物館及び旧森田家の防災に関する事。 14 施設利用者の避難及び救護に関する事。 15 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関する事。 16 文化財の防災対策に関する事。 17 避難所の開設、運営及び救護活動、応急呼出等に関する事。

	財政課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報等の収集及び伝達に関すること。 2 緊急食料及び救助物資の調達並びに輸送に関すること。 3 物資の調達要請に関すること。 4 災害対策に従事する職員の食料の調達に関すること。 5 災害対策に必要な資機材の調達に関すること。 6 災害対策関係予算に関すること。 7 その他財務一般に関すること。
	男女共同参画センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画センターの防災に関すること。 2 災害情報等の収集及び伝達に関すること。
	会計課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に従事する職員の食料の調達に関すること。 2 物資の調達要請に関すること。 3 災害対策に必要な資機材の調達に関すること。

※ 各班員は、班長の指示命令を受け、班内の所掌事務及び清瀬市災害対策本部設置運営マニュアル(第3非常配備態勢発令時(震度5強)の配備職員名簿)により指定された任務を遂行する。

(イ) 被災市民対策チーム

- ① 被災市民対策チーム長：市民環境部長(代行：福祉・子ども部長、生涯健幸部長、教育部長)
 学校避難所対策チーム長：教育部長(代行：福祉・子ども部長)
 福祉避難所対策チーム長：生涯健幸部長(代行：市民環境部長)
- ② 市民環境部統括班長：市民課長(代行：課税課長)
- ③ 福祉・子ども部統括班長：福祉総務課長(代行：生活福祉課長)
- ④ 生涯健幸部統括班長：健康推進課長(代行：保険年金課長)
- ⑤ 教育部統括班長：教育総務課長(代行：教育指導課長)
- ⑥ 班長：各課長等(副参事含む)

チーム	統括部班	班	分掌事務
被災市民対策チーム	市民環境部統括班	市民課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民環境部統括班長に関すること。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 3 松山地域市民センターの防災及び周辺情報の収集伝達、避難所開設運営に関すること。 4 野塩地域市民センターの防災及び周辺情報の収集伝達、避難所開設運営、帰宅困難者対策に関すること。 5 被災者台帳の作成及び各証明に関すること。 6 埋火葬手続等に関すること。 7 市民環境部統括班内の協力応援に関すること。
		課税課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 2 家屋等の被害状況の調査に関すること。 3 り災証明の発行に関すること。 4 市民環境部統括班内の協力応援に関すること。
		徴収課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関すること。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 3 市民環境部統括班内の協力応援に関すること。

第2部 施策ごとの具体的計画 第1章 市、都等の基本的責務と役割

	市民環境部統括班	環境課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿及びごみの処理、被災地の清掃に関すること。 2 がれき処理に関すること。 3 関係事業者との連絡及び調整に関すること。 4 一次仮置場の確保に関すること。 5 緊急啓開道路のがれきの受入れに関すること。 6 飲料水の供給に関すること。 7 飼養動物の救護に関すること。 8 避難所の衛生管理（トイレ、ゴミ等）の補助に関すること。 9 防疫用資機材の調達に関すること。 10 市民環境部統括班内の協力応援に関すること。
		産業振興課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業及び産業関係の応急対策に関すること。 2 被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。 3 消費生活センターの防災及び周辺情報の収集伝達に関すること。 4 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 5 市民環境部統括班内の協力応援に関すること。
被災市民対策チーム	福祉・子ども部統括班	福祉総務課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所統括班長に関すること。 2 福祉避難所対策チームの総合調整に関すること。 3 義援金品の募集、受付及び配分に関すること。 4 ボランティア等の受入れに関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関すること。 6 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 7 要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導に関すること。 8 広域受援体制に関すること。
		生活福祉課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉・子ども部統括班長に関すること。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 3 災害援護資金の融資及び災害弔慰金の支給に関すること。 4 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 5 福祉・子ども部統括班内の協力応援に関すること。 6 遺体の捜索、検視、検案等に関すること。
		障害福祉課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 2 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 3 障害者福祉センターの防災に関すること。 4 子どもの発達支援交流センターの防災に関すること。 5 福祉・子ども部統括班内の協力応援に関すること。
		子育て支援課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 2 各幼稚園、保育園の防災に関すること。 3 施設利用者の園児等の避難及び救護に関すること。 4 福祉・子ども部統括班内の協力応援に関すること。
		子ども家庭支援センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども家庭支援センターの防災に関すること。 2 施設利用者の避難及び救護に関すること。 3 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 4 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関すること。

被災市民対策チーム	生涯健幸部統括班	健康推進課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護統括班長に関すること。 2 健康センターの防災に関すること。 3 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 4 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 5 医療救護に関すること。 6 清瀬市災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。 7 医師会への医療救護の出動要請に関すること。 8 被災地の防疫及び消毒に関すること。 9 庁内の医療救護及び救護所の開設、現地医療救護所開設並びに救護活動の協力に関すること。 10 医薬品、医療資器材の調達及び供給に関すること。 11 医療施設の確保に関すること。 12 感染症対策に関すること。
		保険年金課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関すること。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 3 生涯健幸部統括班内の協力応援に関すること。
		介護保険課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関すること。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 3 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 4 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 5 食料及び救助物資の輸送、配分並びに管理に関すること。 6 物資の調達要請に関すること。 7 生涯健幸部統括班内の協力応援に関すること。
	教育部統括班	教育総務課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育部統括班長に関すること。 2 学校避難所対策チームの総合調整に関すること。 3 各小中学校の防災に関すること。 4 学校施設の被害調査に関すること。 5 学校施設の応急修理及び災害復旧に関すること。 6 学校避難所との連絡調整に関すること。 7 避難所でのトイレの確保に関すること。 8 食料、物資の輸送、配分管理及び炊出しの協力に関すること。 9 避難所での応急給水に関すること。 10 その他学校教育に関すること。 11 社会教育施設での避難所設営等の協力に関すること。 12 被災児童、生徒の学用品の調達及び支給に関すること。 13 教育部統括班内の協力応援に関すること。
		教育指導課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関すること。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 3 教職員の非常配備に関すること。 4 児童及び生徒の避難指示等の伝達に関すること。 5 教職員の服務に関すること。 6 被災児童及び生徒の救護に関すること。 7 教育部統括班内の協力応援に関すること。

第2部 施策ごとの具体的計画 第1章 市、都等の基本的責務と役割

被災市民対策チーム	教育部統括班	生涯学習スポーツ課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習スポーツ課の防災に関すること。 2 施設利用者の避難及び救護に関すること。 3 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関すること。 4 帰宅困難者対策に関すること。 5 各地域センターの防災（松山地域市民センター、野塩地域市民センターを除く。）、施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関すること。 6 学童クラブの防災に関すること。 7 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。
		図書館班	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館の防災に関すること。 2 施設利用者の避難及び救護に関すること。 3 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関すること。

※ 各班員は、班長の指示命令を受け、班内の所掌事務及び清瀬市災害対策本部設置運営マニュアル（第3非常配備態勢発令時（震度5強）の配備職員名簿）により指定された任務を遂行する。

(ウ) 都市基盤整備対策チーム

- ① 都市基盤整備対策チーム長：都市整備部長（都市計画課長）
- ② 都市整備部統括班長：都市計画課長（代行：道路交通課長）
- ③ 班長：各課長等（副参事含む）

チーム	統括部班	班	分掌事務
都市基盤整備対策チーム	都市整備部統括班	都市計画課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市整備部統括班長に関すること。 2 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関すること。 3 市営住宅の被害調査に関すること。 4 被災住宅の応急処理に関すること。 5 応急仮設住宅の建設に関すること。 6 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること。 7 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関すること。 8 給水区域の被害調査、応急給水の実施に関すること。
		道路交通課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう、公園等の点検整備及び応急復旧に関すること。 2 公共土木施設の被害調査に関すること。 3 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること。 4 緊急道路、橋りょう等の障害物除去に関すること。 5 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関すること。 6 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関すること。 7 市有建物の応急修理等に関すること。 8 応急仮設住宅の建設に関すること。 9 都市整備部統括班内の協力応援に関すること。

都市基盤整備対策チーム	都市整備部統括班	水と緑と公園課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給に関すること。 2 水防等、河川及び排水路決壊時における応急復旧並びに排水活動に関すること。 3 道路、橋りょう、公園等の点検整備及び応急復旧に関すること。 4 公共土木施設の被害調査に関すること。 5 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関すること。 8 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関すること。 9 都市整備部統括班内の協力応援に関すること。
		下水道課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防等、河川及び排水路決壊時における応急復旧並びに排水活動に関すること。 2 下水道工事者に対する協力要請に関すること。 3 下水道施設の点検整備、応急復旧活動に関すること。 4 水質事故の対応に関すること。 5 水道施設の被害情報、給水実施場所、水質等に関する広報 6 水道工事者に対する協力要請に関すること。 7 給水区域の被害調査及び飲料水の供給に関すること。 8 障害物の除去に関すること。 9 市有建物の応急修理等に関すること。 10 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関すること。 11 被災住宅の応急処理に関すること。 12 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関すること。 13 都市整備部統括班内の協力応援に関すること。

※ 各班員は、班長の指示命令を受け、班内の所掌事務及び清瀬市災害対策本部設置運営マニュアル(第3非常配備態勢発令時(震度5強)の配備職員名簿)により指定された任務を遂行する。

2 都の役割

- (1) 東京都防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- (7) 緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (9) 人命の救助及び救急に関すること。
- (10) 消防及び水防に関すること。
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (12) 外出者の支援に関すること。
- (13) 応急給水に関すること。
- (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (16) 清瀬市による自主防災組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (17) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (18) 災害復興に関すること。
- (19) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (21) 事業所防災に関すること。
- (22) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

3 東京都関係機関の役割

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の保全に関する事。 ○都が管理する道路及び橋りょうの保全に関する事。 ○水防に関する事。 ○河川、道路等における障害物の除去に関する事。
多 摩 小 平 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ○避難した市民への健康管理に関する事。 ○防疫に関する事。 ○食品の安全確保に関する事。 ○環境衛生及び保健衛生に関する事。 ○R I (ラジオ・アイソトープ)使用医療施設の応急措置に関する事。 ○毒劇物対策に関する事。
警 視 庁 第 八 方 面 本 部 東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の実態把握及び各種情報の収集に関する事。 ○被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 ○行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 ○遺体の調査等及び検視に関する事。 ○交通の規制に関する事。 ○緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 ○公共の安全と秩序の維持に関する事。
東 京 消 防 庁 清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○水火災及びその他災害の救助・救急情報に関する事。 ○水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 ○人命の救助及び救急に関する事。 ○危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 ○市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 ○応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。
東 京 都 水 道 局 立 川 給 水 管 理 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○応急給水に関する事。 ○水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 ○災害時における他の局の応援に関する事。
東 京 都 下 水 道 局 流 域 下 水 道 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 ○仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。 ○災害時における他の局の応援に関する事。

4 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、市に関係する機関は次のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関 東 財 務 局 立 川 出 張 所	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関する事。 ○国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事。
関 東 農 政 局 (東京農政事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○農業関係、卸売市場及び職員産業事業者等の被害状況の把握に関する事。 ○応急用食料・物資の支援に関する事 ○応急用食料・物資の支援に関する事。 ○食品の需給・価格動向の調査に関する事。 ○飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 ○飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 ○病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。 ○営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 ○被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 ○農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 ○被害農業者に対する金融対策に関する事。
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における情報連絡員(リエゾン)の派遣に関する事。
東 京 管 区 気 象 台	<ul style="list-style-type: none"> ○気象、地象、地動及び水象の観測、並びにその成果の収集及び発表に関する事。 ○気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 ○気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 ○地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 ○防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
関 東 地 方 環 境 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。 ○廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事。 ○行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。 ○放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事。

5 自衛隊の役割

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 練 馬 駐 屯 地 第 1 後 方 支 援 連 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣の計画及び準備に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係資料の基礎調査 ・災害派遣計画の作成 ・東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 ○災害派遣の実施に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

平常時にあっては市の防災会議、発災時にあっては市の災害対策本部に出席を要請することが予定される市の防災対策に資する指定公共機関として、市においては、以下の機関を指定している。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 ○災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 ○気象予警報の伝達に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 武 蔵 野 支 社	<ul style="list-style-type: none"> ○電力施設等の建設及び保全に関すること。 ○電力需給に関すること。
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関すること。 ○ガスの供給に関すること。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 ○災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関すること。 ○こころのケア活動に関すること。 ○赤十字ボランティアの活動に関すること。 ○輸血用血液の確保、供給に関すること。 ○義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること。(原則として義援物資については受け付けない。) ○赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 ○災害救援物資の支給に関すること。 ○日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 ○外国人安否調査に関すること。

日本赤十字社 東京都支部	○遺体の検案協力に関すること。 ○東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する こと。
東日本高速道路株式会社	○道路、施設の建設及び維持管理に関すること。 ○災害時の緊急交通路の確保に関すること。 ○道路、施設の災害復旧工事に関すること。
J R 東 日 本	○鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 ○災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関 すること。
日本郵便株式会社 清瀬郵便局	○郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する こと。 ○災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛救助用郵便物の料金免除 ・被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

7 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに市の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、市長が指定告示する機関であり、市においては、以下の機関を指定している。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
西 武 鉄 道	○鉄道施設等の安全保安に関すること。 ○利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 ○災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協 力に関すること。 ○計画運休に関すること。
西武バス株式会社	○人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。
東京都トラック協会 (多摩支部)	○災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等 の輸送の協力に関すること。
清瀬市医師会	○医療に関すること。 ○防疫の協力に関すること。 ○遺体の検案の協力に関すること。
清瀬市歯科医師会	○歯科医療活動に関すること。
清瀬市薬剤師会	○医療品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。

8 その他の災害時における協力機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
清瀬市商工会	○市が行う商工業関係被害調査、融資希望の取りまとめ及びあっせん等の協力に関すること。 ○物価の安定についての協力に関すること。 ○救助物資、復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。
清瀬市交通安全協会	○危険箇所、異常現象等の発見又は予知の場合、市・警察署・消防署等への連絡通報に関すること。
清瀬市防犯協会	○危険箇所、異常現象等の発見又は予知の場合、市・警察署・消防署等への連絡通報に関すること。
町会・自治会 自主防災組織	○避難者の誘導及び避難所内の運営協力等に関すること。 ○被災者に対する炊き出し及び救助物資の配分等の協力に関すること。 ○その他被災状況調査等の協力に関すること。

9 各関係機関等との協定

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。(協定編 協定第1～協定第5参照)

(1) 市と各市町村及び東京都関係機関との協定等

災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市町村に応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、相互応援の協定を締結しているが、平成24年度に第67条が改訂され、災害応急対策の応援が可能となっている。

現在、当市と他市町等との間で締結している協定等は、長野県北佐久郡立科町との「災害時相互応援に関する協定」のほか、協定編 協定第1のとおりである。

(2) 市と指定地方行政機関との協定

現在、当市と指定地方行政機関との間で締結している協定等は、協定編 協定第2のとおりである。

(3) 市と指定公共機関との協定

現在、当市と指定公共機関との間で締結している協定等は、協定編 協定第3のとおりである。

(4) 市と指定地方公共機関との協定

現在、当市と指定地方公共機関との間で締結している協定等は、協定編 協定第4のとおりである。

(5) 市と民間機関との協定

現在、当市と民間機関との間で締結している協定等は、協定編 協定第5のとおりである。

